

令和8年度 第1回 遊佐町総合教育会議

日 時 令和8年8月3日（月）
午後1時30分～3時00分
場 所 遊佐町防災センター2階会議室

会 議 次 第

1. 開 会

2. あいさつ

3. 協 議

（1）令和7年度教育委員会事務点検・評価報告書（案）について

（2）遊佐町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画
（令和8年6月策定）について

4. そ の 他

（1）遊佐パーキングエリアタウン（新道の駅）整備事業について：企画課

（2）2026年度 遊佐町国際交流事業
姉妹都市ハンガリー・ソルノク市派遣事業：企画課

5. 閉 会

遊佐町総合教育会議 名簿

構成員

松永 裕美	町長
土門 敦	教育長
松本 三也	教育委員 ・ 教育長職務代理者
齊藤 敦子	教育委員
土門 宏典	教育委員
帶谷 賢道	教育委員

説明調整員

太田 智光	総務課長
太田 英敦	企画課長

事務局

鳥海 広行	教育課長
友野 毅	教育課長補佐兼文化係長
曾根原 優	教育課長補佐兼総務学事係長
佐藤 尚	教育課 学校指導係長兼指導主事
菅原 悠	教育課 社会教育係長

遊佐町総合教育会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の4第9項の規定に基づき、町長と教育委員会が、相互の連携をはかりつつ、効果的に教育行政を推進していくため設置する遊佐町総合教育会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項について、協議及び調整を行う。

- (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(会議)

第3条 会議は、町長が招集し、その座長となる。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

(意見聴取)

第4条 会議は、必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、意見を聴くことができる。

- 2 会議には、必要に応じて町職員を説明調整員として出席させることができる。

(会議の公開)

第5条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(議事録)

第6条 町長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを遊佐町のホームページで公表するものとする。ただし、会議を非公開で実施した部分、その他公表に適さない部分については、この限りではない。

- 2 前項の議事録には、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 会議開催の場所及び日時
- (2) 出席者の氏名
- (3) 協議事項及び議事の経過
- (4) その他会議において必要と認めた事項

(事務局)

第7条 会議の事務を処理させるため、事務局を遊佐町教育委員会教育課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月29日から施行する。

教育委員会事務点検・評価報告書

令和7年度事業



国指定重要無形民俗文化財
「遊佐の小正月行事」・鳥崎のあまはげ

令和8年9月
遊佐町教育委員会